

おおたストックヤード運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、おおたストックヤード設置条例施行規則（令和7年太田市規則第75号。以下「規則」という。）第7条の規定により、おおたストックヤード（以下「ストックヤード」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(受入れ)

第2条 規則第2条第1号で定める紙類は、再利用できる次に掲げる品目とする。ただし、ストックヤードの設置目的に反すると認められるものについては、受入れを拒否することができる。

- (1) 新聞
- (2) ダンボール
- (3) 雑誌
- (4) 本
- (5) 雑がみ
- (6) その他市長が認めたもの

(搬入方法)

第3条 前条に規定する品目の搬入方法は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 新聞、ダンボール、雑誌及び本は、それぞれの品目ごとに分別し、四方をそろえてひも等で十字に結び束ねたものとする。
- (2) 雑がみは、紙袋にまとめたもの又はひも等で十字に結び束ねたものとする。
- (3) 前条第6号の品目については、市長が別に定める搬入方法によるものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。